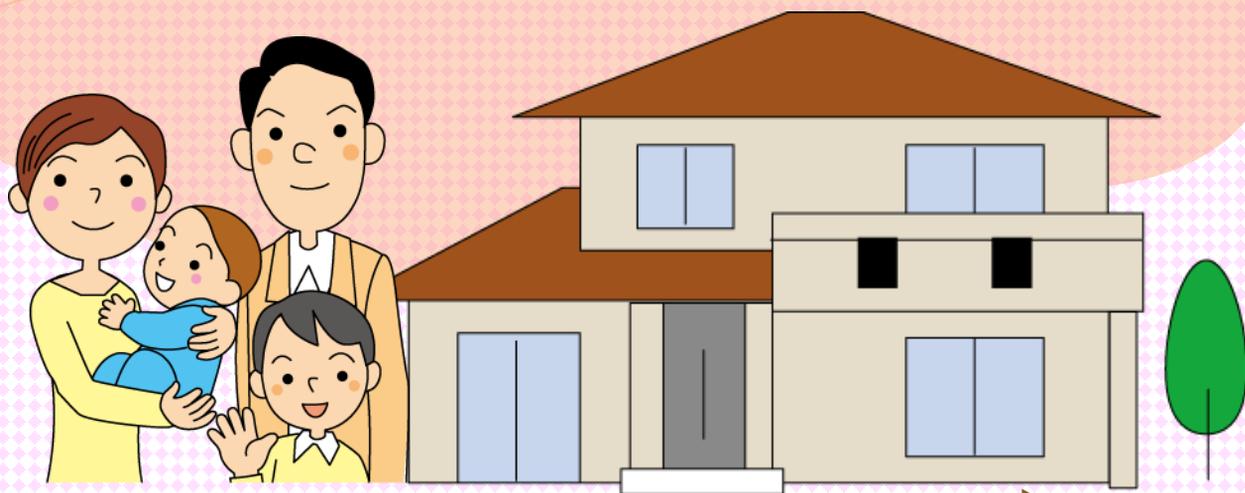


第二地銀協統一団信(高度障がい付)

団体信用生命保険

万が一に備える団信

「死亡または所定の高度障がい状態」になったとき、ローンの返済が不要になります。



次ページの「保障内容」をあわせてご確認ください。

保険期間（ローン返済期間）

ローン残高

保障開始
(ローン実行)

ローン債務残高相当額が保険金で支払われ、返済不要になります。

死亡または所定の高度障がい状態に該当

この保険のイメージ

第二地銀協統一団信（高度障がい付）の概要

団体信用生命保険

加入対象者	住宅ローン等債務者
加入年齢	加入日（保障開始日の翌月1日）時点において満年齢で15歳以上71歳未満
保険金額の上限	2億円 ●第二地銀協統一団信（高度障がい・三大疾病特約付）との通算で2億円以内となります。 （各取扱銀行からの借入分の債務残高合計）
保障開始日	「融資実行日」または「引受生命保険会社にご加入を承諾した日」のいずれか遅い日
保障内容（保険金額）	死亡されたとき、または保障開始日以後の傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障がい状態 ^(*1) に該当されたときの住宅ローン等債務残高相当額 ^(*2) (*1)高度障がい保険金の支払対象となる所定の高度障がい状態 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの (*2)所定の範囲を超える利息等はお支払いの対象となりません。 ●保険金のお支払いに際しては所定の免責事由がありますのでご注意ください。 ●死亡保険金・高度障がい保険金のうち、いずれかの保険金をお支払いした場合には、以後その他の保険金をお支払いできません。

(注1) この保険は、一般社団法人第二地方銀行協会を保険契約者、同協会会員行(取扱銀行)を保険金受取人、取扱銀行の住宅ローン等債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に所定の支払事由に該当された場合に、取扱銀行が生命保険会社から受取る保険金を被保険者の住宅ローン等債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。

(注2) ご加入・保障内容（保険金をお支払いできない場合を含む）等の詳細につきましては、「加入申込書兼告知書」に添付の『ご加入にあたって（「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱いについて」および「正しく告知いただくために」）』を必ずご確認ください。なお、加入申込時には「『加入申込書兼告知書』のご提出にあたって」をご使用のうえ、チェックをお願いいたします。



ご加入を希望される方は、取扱銀行に当保険の詳細についてお問合せのうえ、加入申込時の重要事項説明を十分にご確認ください！

一般社団法人 第二地方銀行協会

団体信用生命保険契約の詳細内容および加入手続きについては取扱銀行の窓口まで、当保険の取扱銀行については第二地方銀行協会（TEL：03-3262-2181(代表)）までお問合せください。

<引受生命保険会社> (2025.10.1現在)

(事務幹事会社) 日本生命保険相互会社

明治安田生命保険相互会社、住友生命保険相互会社、大樹生命保険株式会社、SOMPOひまわり生命保険株式会社、第一生命保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、富国生命保険相互会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、大同生命保険株式会社、太陽生命保険株式会社、メットライフ生命保険株式会社、オリックス生命保険株式会社

《「障がい」の表記》当ご案内では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。